



交通安全情報No.68

令和5年11月1日
警察本部交通部
交通総合対策センター

ストップ・ザ・交通事故

安全運転管理者選任事業所必見!

アルコール検知器を使用した酒気帯び確認開始まで1か月となりました。
事業所の皆様は確実な準備をお願いします。

どんなアルコール検知器を使えばいいの？

「呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器」となります。

この要件を満たしていれば、メーカー、機器等の指定はありません。使用する際は、
取扱い説明書に従い正しく使用しましょう!

Check!



「自動車の使用者」の皆さんへ

自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を行うため必要な機材を整備しなければならず、不遵守により自動車の安全

な運転が確保されていないと認めるときは、公安委員会による是正措置命令が出される場合があります。(道路交通法第74条の3第7項、8項)

※是正措置に従わない場合は、50万円以下の罰金となります。

(道路交通法第119条の2)



適正な安全運転管理者業務を